

県北広域振興局長告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成27年1月16日

県北広域振興局長 高橋 信

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 340号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡九戸村大字戸田第6地割字狹館169番1地先から第21地割字杉ノ沢5番1地先まで	新	m 39.6~14.0	m 998.7
	旧	39.6~14.0	998.7
九戸郡軽米町大字山内第1地割字駒板4番1地先から第3地割字大清水50番地先まで	新	A 29.5~6.5	539.0
		B 74.2~15.5	446.4
	旧	A 29.5~6.5	539.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
- (2) 期間 平成27年1月16日から同年2月16日まで